

岩手県立南光病院

今日、報告させていただく内容

- 1.地域での精神保健福祉活動について
- 2.退院支援について
- 3.精神科救急医療の状況について
- 4. 常勤医師の状況について 参考
 - ・病床機能について

当院の精神保健福祉活動

- 1.両磐精神医療連絡会の開催
 - ・医療、福祉施設、行政等が顔の見える関係づくりと、円滑な連携を目指して 連絡会議を年4回継続開催しています。(今年4月20日に第100回を開催)。

・参加機関

一関保健所、一関市健康づくり課、一関市役所(福祉事務所、花泉支所保健福祉課、川崎支所保健福祉課、東山支所保健福祉課、千厩支所保健福祉課、 福祉課、大東支所保健福祉課、藤沢支所保健福祉課)

平泉町保健センター、一関西部地域包括支援センター、

一関東部地域包括支援センター、就労継続支援事業B型菜の花工房 地域活動支援センター一関、障害福祉サービス事業所ニコニコハウス、 就労継続支援事業B型ルンルン、一関広域障害者就業・生活支援センター メイフラワー、相談支援事業ブナの木園、障がい者福祉サービス事業所 室蓬館、仁愛会障がい者相談支援事業所、地域活動支援センター工房でん とう虫

地域活動

2.こころの健康講座

認知症やうつ病予防についての講話、リラクゼイション体操や心の健康相談 等を、地域に出向き健康講座を開催しています。

H27.5.月21日 一関17民区集会場

6月24日 花泉市民センター

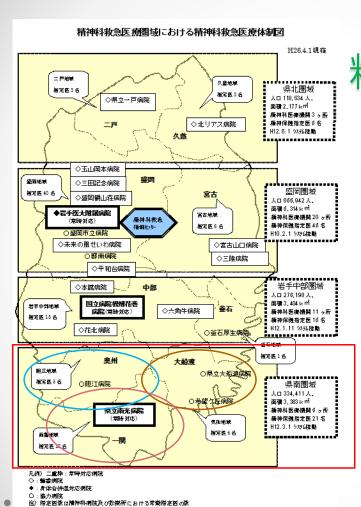
9月16日 平泉福祉活動センター

12月 4日 千厩老人福祉センター

- 3.地域研修会等への講師派遣
 - 一関、花泉及び平泉地区精神障がい者家族会研修会
 - 藤沢町区長対象研修会
 - 藤沢町健康推進員対象研修会
 - ・認知症に対する対応能力向上研修会

4.被災地支援

被災地支援として、岩手県こころのケア対策支援体制の一環として大船渡こころのケアセンターへ医師を派遣しています。



精神科救急医療 の状況

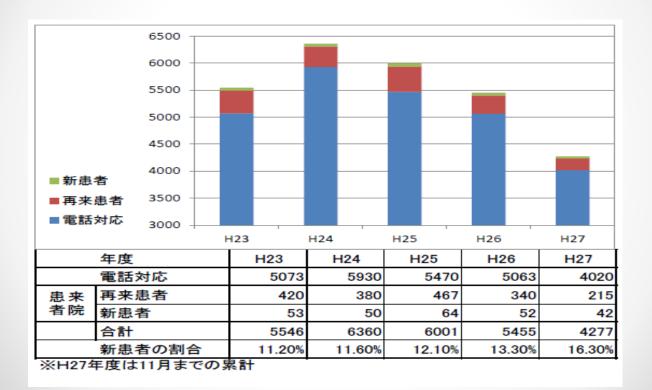
岩手県の 精神科救急医療体制

当院は、岩手県保健医療計画に定める精神科救急医療整備事業の 県南圏域

両磐地区二次保健医療圈 胆江地区二次保健医療圈 気仙地区二次保健医療圏

において、常時対応精神科医療機 関として救急医療を担っている。

精神科救急医療の動向

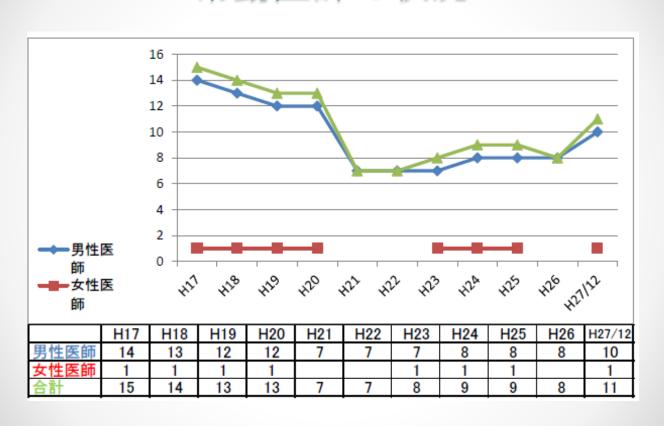


46 ページ

地域移行の推進と退院支援

访問看護	件数													
年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
平成25年度	136	147	138	147	145	160	184	183	179	177	176	175	1,947	162.3
平成26年度	173	173	190	201	206	210	224	197	196	194	191	195	2,350	195.8
平成27年度	200	194	194	200	192	197	201						1,378	196.8
乍業療法	件数													
年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
平成25年度	1,248	1,446	1,311	1,459	1,263	1,322	1,618	1,403	1,420	1,454	1,433	1,357	16,734	1,394.
平成26年度	1,144	1,333	1,434	1,584	1,274	1,447	1,553	1,291	1,259	1,308	1,352	1,514	16,493	1374.
平成27年度	1,214	1,116	1,346	1,364	1,104	1,246	1,396						8,786	1255.
ディケア・	ショート	ケア件数												
年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
平成25年度	403	449	430	468	390	426	462	383	373	372	356	406	4,918	409.8
平成26年度	428	434	483	531	446	506	557	439	441	446	452	475	5,638	469.8
平成27年度	505	449	486	485	417	457	509						3,308	472.5

常勤医師の状況



現在の病床機能

			許可病床数					患者数(
	病棟	病棟機能	個室	2床室	4床室	病床数計	1日平均 患者数	在院患者 延数	平均 在院日数	病床利用 率(許可)	入院基本料 (看護体制)	夜勤体制
	1病棟	慢性期男女混合閉鎖病棟	6		14	62	44.3	10,799	553.8	71.5	15対1	3-3
	2病棟	急性期男女混合閉鎖病棟	21	11	2	48	35.9	8,766	42.6	76.0	13対1	3-3
	3病棟	慢性活動性(女性)閉鎖病棟	10	4	11	58	37.8	9,218	267.4	65.3	15対1	3-3
	4病棟	慢性活動性(男性)閉鎖病棟	10	2	12	58	37.7	9,196	227.1	65.2	15対1	3-3
ĺ	5病棟	休床				(50)						
	6病棟	回復期男女混合開放病棟	7	1	11	53	36.5	8,899	135.9	69.3	15対1	2-2
Ī	7病棟	慢性期(男性)閉鎖病棟	7	1	11	53	44.1	10,767	1,076.7	83.3	15対1	3-3
	計		61	19	61	(382)	236.3	57,645	210.8	62.1		

ご清聴ありがとうございました。

南光病院はお陰様で創立60周年を迎えることができました。これからも地域社会と緊密な連携のもと、精進していきます。

県立病院運営協議会等要綱

(協議会の設置)

第1条 二次保健医療圏内の県立の病院の円滑な運営を図り、もって地域住民の医療及び 保健衛生の向上に寄与するため、別表に掲げる病院に県立病院運営協議会(以下「協議 会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議会を置く病院の長(以下「病院長」という。)の諮問に応じ、又は建議することができる。
 - (1) 二次保健医療圏内の県立の病院の円滑な運営に必要な事項
 - (2) 保健衛生活動の協力に関する事項
 - (3) その他病院長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、原則として委員25人以内をもって組織する。
 - 2 委員は、市町村、関係行政機関、社会保険団体、医療関係団体、社会福祉関係団体、学校、事業所、婦人団体、青年団体等の代表者及び学識経験者のうちから医療局長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
 - 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、病院長が招集する。
 - 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は必要に応じて招集する。
 - 3 会議は、必要に応じて他の協議会と合同で開催することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、病院において処理する。

(地域懇談会)

- 第8条 県立の病院の運営に関し、地域住民から意見、提言等を得て病院運営上の参考とするため、病院に県立病院地域懇談会を置く。
 - 2 県立病院地域懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院の長が定める。

附則

この規程は、昭和46年4月12日から施行する。

附則

この規程は、 昭和57年1月16日から施行する。

附則

この規程は、 平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、 平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、 平成16年5月1日から施行する。 附 則

この規程は、 平成21年4月1日から施行する。

別表(第1関係)

	病	院
岩手県立中央病院		
岩手県立宮古病院		
岩手県立大船渡病院		
岩手県立胆沢病院		
岩手県立中部病院		
岩手県立久慈病院		
岩手県立磐井病院		
岩手県立釜石病院		
岩手県立二戸病院		